

# 千葉県森林整備事業実施要領

最終改正：令和5年6月13日

森林環境保全直接支援事業、森林吸収源対策間伐促進事業、竹林拡大防止事業、森林緊急造成事業、被害森林整備事業及び絆の森整備事業の実施については、森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日付け13林整整第882号農林水産事務次官依命通知）、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成14年12月26日14林整整第580号林野庁森林整備部整備課長通知）、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通知）、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長、21農振第2454号農林水産省農村振興局長、21林整計第336号林野庁長官及び21水港第2724号水産庁長官通知）、林業関係事業補助金交付要綱（以下「林業関係交付要綱」という。）及び千葉県森林整備事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）によるほか、この要領によるものとする。

## 第1 事業主体

各事業の実施主体（以下「事業主体」という。）は、以下のとおりとする。

### 1 森林環境保全直接支援事業、森林吸収源対策間伐促進事業及び竹林拡大防止事業

(1) 市町村

(2) 森林所有者

(3) 森林組合等

森林組合、生産森林組合、森林組合連合会をいう。以下同じ。

(4) 森林整備法人等

森林整備法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であつて、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの。）をいう。以下同じ。

(5) 特定非営利活動法人等

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等をいう。以下同じ。

(6) 森林所有者の団体

森林法施行令第11条第8号に規定する団体をいう。以下同じ。

(7) 森林経営計画策定者

森林法第11条に規定する森林経営計画の認定を受けた者をいう。以下同じ。

(8) 特定間伐等実施主体

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成 20 年法律第 32 号）に規定する特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者をいう。以下同じ。

(9) 民間事業者

森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 36 条第 2 項の規定により県が公表した民間事業者をいう。以下同じ。

2 森林緊急造成事業

(1) 市町村

ただし、市町村が自ら所有する森林以外で森林所有者と協定を締結した森林、森林経営管理法第 4 条の規定により市町村が経営管理権の設定を受けた森林、又は、寄付や分収林契約解除等により公有化した森林で実施する場合に限る。

(2) 森林組合等

(3) 森林整備法人等

(4) 特定非営利活動法人等

(5) 民間事業者

(2)～(5)については、事業主体が自ら所有する森林で実施する場合を除くこととし、市町村及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。

3 被害森林整備事業

(1) 市町村

(2) 森林組合等

(3) 森林整備法人等

(4) 特定非営利活動法人等

(5) 森林経営計画策定者

(6) 民間事業者

ただし、事業主体が自ら所有する森林で実施する場合を除く（市町村にあつてはこの限りではない。）こととし、(1)にあつては森林所有者と協定を締結した場合、又は、森林経営管理法第 4 条の規定により市町村が経営管理権の設定を受けて実施する場合に限る。(1)以外にあつては市町村及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。また、森林経営計画策定者の場合は、当該計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。

(7) 森林所有者（市町村と協定を締結し、被害木の伐採、除去、その後の植栽のいずれかの事業を実施する場合に限る。）

4 絆の森整備事業

第 2 の(2)の表で定める事業区分ごとに、次のとおりとする。

(1) 市民参加型整備

ア 行政支援タイプ

市町村

イ 市民主導タイプ

森林経営計画の認定を受けた者（森林所有者及び森林組合その他の林業事業体をく。）及び特定非営利活動法人等

ウ 市民開放タイプ

森林所有者等のうち森林経営計画の認定を受けた者又は市町村との森林

整備に関する協定を締結した森林所有者

(2) 野生生物共生林整備

市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人等（森林整備法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であつて、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの。）をいう。）、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体（森林法施行令第11条第8号に規定する団体をいう。）及び森林経営計画の認定を受けた者

第2 事業区分及び事業内容等

(1) 各事業の補助の対象となる事業区分及び事業内容は次のとおりとする。

ただし、林野庁長官が承認した外国樹種以外の外国樹種の植栽または播種及び知事が補助することを適当でないとする事業を除く。

事業区分	事業内容
<p>1 森林環境保全直接支援事業</p> <p>(1) 人工造林</p> <p>(2) 樹下植栽等</p> <p>(3) 下刈り</p> <p>(4) 雪起こし</p> <p>(5) 倒木起こし</p>	<p>優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地拵え、植栽（大苗の植栽及び補植を含む。）、播種、低質林等における前生樹の伐倒、除去（以下「特殊地拵え」という。）とする。</p> <p>次のア又はイのいずれかに該当するものとする。</p> <p>ア 優良な育成複層林の造成を目的として上層木が3齢級以上の林分（「長期育成循環施業の実施について」（平成13年3月30日付け12林整整第718号林野庁長官通知。以下「長期育成循環施業通知」という。）に定める長期育成循環施業の対象森林にあつては上層木が10齢級以上の人工林）において行う地拵え、樹下への苗木の植栽又は播種、不良木の淘汰、植栽・播種に伴って行う地表かき起こし及び不用萌芽の除去</p> <p>イ 天然更新による森林の育成を目的として行う地拵え、天然稚幼樹の発生・育成を促す地表かき起こし及び稚幼樹が少ない場合の植栽（植栽後の確実な成林を図るため必要があるときは大苗の植栽）又は播種、不用萌芽・不用木の除去、不良木の淘汰、巻枯らし並びに林木の枝葉の除去</p> <p>植栽により更新した2齢級以下（複層林においては下層木が5齢級以下）の林分又はその他の方法により更新した8齢級以下（複層林においては下層木が8齢級以下）の林分で行う雑草木の除去とする。</p> <p>植栽により更新した5齢級以下の林分、又はその他の方法により更新した8齢級以下の林分で行う雪圧倒伏木の倒木起こし（(5)の倒木起こしに該当するものを除く。）とする。</p> <p>植栽により更新した5齢級以下の林分において行う火災、気象害、病虫害等による倒伏木の倒木起こしとする。</p>

(6) 枝打ち	<p>次のア～ウのいずれかに該当するものとする。</p> <p>ア 6 齢級以下の林分において行う林木の枝葉の除去</p> <p>イ 12 齢級以下の林分において保育間伐又は間伐と一体的に行う林木の枝葉の除去</p> <p>ウ 18 齢級以下の林分において更新伐と一体的に行う林木の枝葉の除去</p>
(7) 除伐	<p>下刈りが終了した 5 齢級以下（天然林にあっては12 齢級以下）の林分において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰とする。</p>
(8) 保育間伐	<p>12 齢級以下の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分において行う、適正な密度管理を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰とする。</p>
(9) 更新伐	<p>18 齢級以下の林分又は標準伐期齢に 2 を乗じた林齢以下の林分（長期育成循環施業の一環として実施する場合は10 齢級以上の場合に限る。）において行う、育成複層林の造成及び育成、人工林の広葉樹林化の促進、天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積及び巻枯らしとする。</p>
(10) 付帯施設等整備	<p>次の施設等の整備であって、(1)～(9)のいずれかの施業と一体的に実施するもの（ただし、アの（イ）についてはこの限りではない。）とする。</p> <p>ア 鳥獣害防止施設等整備</p> <p>（ア）施設等整備</p> <p>健全な森林の造成・保全を目的として行う野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備とする。</p> <p>（イ）施設改良</p> <p>既設の鳥獣害防止施設（市町村森林整備計画に定められる鳥獣害防止森林区域のものに限る。）の改良とする。</p> <p>イ 林内作業場及び林内かん水施設整備</p> <p>森林造成・整備に付帯する苗木仮植場、資機材置場、間伐材搬出集積等の林内作業場及び林内かん水施設の整備とする。</p> <p>ウ 林床保全整備</p> <p>造林地の保全を目的として行う下層植生の誘導により土壌の適性維持を図るための枝葉の除去、客土、整地、耕うん、植栽、播種、施肥及び雑草木の除去並びに間伐材等の活用による小規模で簡易な排水工・編柵工・土留工等とする。</p> <p>エ 荒廃竹林整備</p> <p>周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備とする。ただし、(1)～(9)のいずれかの施業と一体的に実施するものに</p>

<p>(11) 森林作業道整備</p>	<p>限ることとし、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量が(1)～(9)の施業に係る事業量を超えないものとする。</p> <p>千葉県森林作業道作設指針に適合する作業道（以下「森林作業道」という。）の開設、改良及び復旧（暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被害を受け、通行不能となった森林作業道の復旧に限る。以下同じ。）であって、次の全てに該当するものとする。</p> <p>ア (1)～(9)のいずれかの施業と一体的に実施され、同時期又は一定期間施業に先行して実施されるもの（ただし、改良及び復旧についてはこの限りでない。）</p> <p>イ 第3の2に規定する事前計画に記載された既設の林内路網の状況から見て当該事前計画に記載された林内路網の整備の目標を達成するために整備することが相当であると知事が認めるもの</p> <p>ウ 事業実施後に当該森林作業道を管理する者が書面により明らかなもの</p>
<p>2 森林吸収源対策間伐促進事業</p> <p>(1) 間伐</p> <p>(2) 森林作業道整備</p>	<p>12齢級以下（ただし、地域の標準的な施業における本数密度をおおむね5割上回る森林又は立木の収量比数がおおむね100分の95以上の森林についてはこの限りではない。）の林分又は森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5に規定する市町村森林整備計画（以下「市町村森林整備計画」という。）に定められる標準伐期齢（以下「標準伐期齢」という。）に2を乗じた林齢以下の林分において行う、適正な密度管理を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰及び搬出集積とする。</p> <p>1の(11)に準ずる。（ただし、1の(11)において「(1)～(9)」とあるのは、「(1)」と読み替える。）</p>
<p>3 竹林拡大防止事業</p> <p>(1) 竹林の伐採</p> <p>(2) 不用木・枯損木の除去</p>	<p>胸高直径3cm以上の竹の皆伐及び集積とする。</p> <p>(1)の施行地内において、森林再生の障害となる林木の伐倒・除去及び集積とする。</p>
<p>4 森林緊急造成事業</p> <p>(1) 人工造林</p> <p>(2) 樹下植栽等</p> <p>(3) 下刈り</p> <p>(4) 雪起こし</p> <p>(5) 倒木起こし</p>	<p>1の(1)に準ずる。</p> <p>1の(2)に準ずる。</p> <p>1の(3)に準ずる。</p> <p>1の(4)に準ずる。</p> <p>1の(5)に準ずる。</p>

<p>(6) 除伐</p> <p>(7) 付帯施設等整備</p> <p>(8) 森林作業道整備</p>	<p>1の(7)に準ずる。</p> <p>次の施設等の整備であって、(1)～(6)のいずれかの施業と一体的に実施するもの(ただし、アの(イ)についてはこの限りではない。)とする。</p> <p>ア 鳥獣害防止施設等整備  (ア) 施設等整備  1の(10)のアの(ア)に準ずる。  (イ) 施設改良  1の(10)のアの(イ)に準ずる。</p> <p>イ 林内作業場及び林内かん水施設整備  1の(10)のイに準ずる。</p> <p>ウ 林床保全整備  1の(10)のウに準ずる。</p> <p>エ 荒廃竹林整備  1の(10)のエに準ずる。(ただし、1の(10)のエにおいて「(1)～(9)」とあるのは、「(1)～(6)」と読み替える。)</p> <p>森林作業道の開設、改良及び復旧であって、次の全てに該当するものとする。</p> <p>ア (1)～(6)のいずれかの施業と一体的に実施され、同時期又は一定期間施業に先行して実施されるもの</p> <p>イ 第3の2に規定する事前計画に記載された既設の林内路網の状況から見て当該事前計画に記載された林内路網の整備の目標を達成するために整備することが相当であると知事が認めるもの</p> <p>ウ 事業実施後に当該森林作業道を管理する者が書面により明らかなもの</p>
<p>5 被害森林整備事業</p> <p>(1) 人工造林</p> <p>(2) 樹下植栽等</p> <p>(3) 下刈り</p> <p>(4) 雪起こし</p> <p>(5) 倒木起こし</p> <p>(6) 枝打ち</p> <p>(7) 除伐</p> <p>(8) 保育間伐</p> <p>(9) 更新伐</p>	<p>1の(1)に準ずる。</p> <p>1の(2)に準ずる。</p> <p>1の(3)に準ずる。</p> <p>1の(4)に準ずる。</p> <p>1の(5)に準ずる。</p> <p>1の(6)のウに準ずる。</p> <p>1の(7)に準ずる。</p> <p>12齢級以下の林分、又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分において行う、適正な密度管理を目的とする不用木(侵入竹を含む。)の除去、不良木の淘汰及び搬出集積(被害木を含む。)とする。</p> <p>18齢級以下の林分(長期育成循環施業による場合は10齢級以上の場合に限る。)において行う、育成複層林の造成及び育成、人工林の広葉樹林化の促進並びに天然林の質的・構造</p>

<p>(10) 付帯施設等整備</p>	<p>的な改善のための適正な更新を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積（被害木を含む。）及び巻枯らしとする。</p> <p>次の施設等の整備であって、(1)～(9)のいずれかの施業と一体的に実施するもの（ただし、アの（イ）についてはこの限りではない。）とする。</p> <p>ア 鳥獣害防止施設等整備  （ア）施設等整備  1の(10)のアの（ア）に準ずる。  （イ）施設改良  1の(10)のアの（イ）に準ずる。</p> <p>イ 林内作業場及び林内かん水施設整備  1の(10)のイに準ずる。</p> <p>ウ 林床保全整備  1の(10)のウに準ずる。</p> <p>エ 荒廃竹林整備  1の(10)のエに準ずる。</p>
<p>(11) 森林作業道整備</p>	<p>4の(8)に準ずる。（ただし、4の(8)において「(1)～(6)」とあるのは、「(1)～(9)」と読み替える。）</p>
<p>(12) 森林保全再生整備</p>	<p>野生鳥獣の食害等により被害を受けた森林において行う、次のいずれかに該当するものとする。なお、事業を実施しようとする地域において「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）第4条第2項に基づく協議会（以下「協議会」という。）が組織されている場合にあっては、事業実施箇所、事業内容、事業実施期間及び鳥獣被害防止特措法第4条の2に基づく被害防止計画との関係について、事業主体は協議会と連絡調整を図るものとする。</p> <p>ア 鳥獣害防止施設の整備等  （ア） 野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備（パッチディフェンス、金網巻等の整備、自動撮影カメラの設置、忌避植物の植栽等を含む。）  （イ） 既設の鳥獣害防止施設の改良（市町村森林整備計画に定められる鳥獣害防止森林区域内のものに限る。）</p> <p>イ 鳥獣の誘引捕獲  誘引捕獲とそれに必要な施設の整備等（給餌施設の整備、採餌木の植栽、誘引捕獲場所の整備、捕獲個体の処分等を含む。）とする。</p>

6 絆の森整備事業	
(1) 全体計画調査	全体計画の策定に必要な調査を行う事業とする。
(2) 共生環境整備 ア 市民参加型森林整備	市民参加による森林の造成を推進することを目的として行う下草刈りや希少植物の保全、廃棄物の除去等林床整備、広葉樹等の郷土樹種の植栽、客土、捨石、播種、施肥、雑草木・不用木の除去、枝葉の除去、不用木の伐倒・搬出集積、野生生物の生息場所（ビオトープ）に適した水辺環境整備並びに「森林作業道作設指針の制定について」（平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知）に基づき県が作成した森林作業道作設指針に適合する作業道（以下、「森林作業道」という。）の開設及び改良等とする。
イ 野生生物共生林整備	野生生物の生息・生育環境の保全、移動経路の確保を図るための森林の造成、野生生物の生息場所（ビオトープ）に適した水辺環境整備、原植生の回復整備等を目的として行う広葉樹・花木・餌木の植栽、客土、捨石、播種、施肥、雑草木・不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒・搬出集積並びに森林作業道の開設及び改良等とする。
(3) 付帯施設等整備 ア 市民参加型森林整備	標識類の整備、苗木置場、その他森林の整備に必要な作業施設等林内作業場の整備及び駐車場の整備並びに防火施設整備として行う前生樹の伐倒・搬出集積、枝葉の除去、客土、整地、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰等防火帯の整備及び防火槽・用水路・退避地の整備並びに機能保持上必要な施設、給排水施設及び簡易な休憩施設の整備等とする。
イ 野生生物共生林整備	標識類の整備、苗木置場、その他森林の整備に必要な作業施設等林内作業場の整備及び駐車場の整備並びに防火施設整備として行う前生樹の伐倒・搬出集積、枝葉の除去、客土、整地、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰等防火帯の整備及び防火槽・用水路・退避地の整備並びに溪流路整備として行う岩組等林地保全施設の整備並びに防護柵の設置等とする。
(4) 林内歩道等整備	共生環境整備、管理及び利用者の利便性の確保を目的として行う林内歩道及び森林作業道の開設及び改良とする。
(5) 用地等取得	有効かつ計画的な土地の利用促進を図るために行う土地及び立木竹の取得とする。

(2) 絆の森整備事業が対象とする事業の区分は次表のとおりとする。

なお、市民参加型森林整備は次のとおりタイプを細分化する。

ア 行政支援タイプ

森林所有者、市民グループ及び市町村が締結する市民の森林利用に関する協定に基づき、市民グループが林業体験活動等を行う場所において、市町村等が森林整備を実施する事業とする。



## イ 市民主導タイプ

市民グループ（特定非営利活動法人等（森林法施行令第11条第7号に掲げるものをいう。以下同じ））等が森林所有者から受託して森林経営計画を作成し、又は、特定非営利活動法人等が森林所有者等と森林法第10条の11第1項に規定する施業実施協定を締結し、自ら森林の管理・整備を実施する事業とする。

## ウ 市民開放タイプ

森林経営計画の地域住民への開示や市町村、市民グループとの協定に基づき所有森林を市民へ開放する森林所有者等が森林整備を実施する事業とする。

区 分	市民参加型森林整備			野生生物 共生林整備
	行政支援 タイプ	市民主導 タイプ	市民開放 タイプ	
全体計画調査	○			
共生環境整備	○	○	○	○
付帯施設整備	○	○	○	○
林内歩道等整備	○	○	○	○
用地等取得	○			○

## 第3 事業の実施

### 1 事業の指導監督

林業事務所長（以下「所長」という。）は、森林の立地条件・土地利用計画・造林計画・林業労働力の動向等、地域の林業を取り巻く実情を踏まえて、事業が適正かつ効果的に行われるよう必要な技術的・行政的な指導監督を行うものとする。

### 2 事前計画の作成等

- (1) 第1の1～3の事業内容のうち、人工造林、間伐、保育間伐、更新伐及び森林作業道整備について補助を受けようとする者は、あらかじめ当該補助を受けようとする人工造林、間伐、保育間伐、更新伐及び森林作業道整備の実施予定時期、実施予定箇所及び概算事業量並びに当該実施予定箇所の森林周辺における既設の林内路網の状況及び林内路網の整備の目標等を記載した事前計画（別紙第1号様式）を作成し、事業の開始前に所長を経由して知事に提出するものとする。
- (2) 知事は、(1)により提出のあった事前計画に記載された事業が第1の1～3の事業内容、事業主体及び事業規模等となることを確認するとともに、計画的かつ効率的に実施されるよう、必要に応じ、当該事前計画を提出した者に対する指導を行うものとする。

### 3 森林の事前調査

- (1) 風倒被害地における特殊地拵えを実施する場合は、風倒被害森林調査野帳（別記第9号様式）を作成するものとする。なお、調査は「森林整備事業竣工検査内規」（以下、「検査内規」という。）第18条の1

によるものとする。

- (2) 竹林拡大防止事業を実施する場合は、竹林拡大防止事業調査野帳(別紙第10号様式)を作成するものとする。なお、調査は検査内規第18条の2によるものとする。

#### 4 補助金の交付申請

補助金の交付申請は、林業関係交付要綱第3条第1項に規定する補助金交付申請書(以下「申請書」という。)に必要な応じて次の書類を添付して行うものとする。

- (1) 事業内訳書(林業関係交付要綱第1号様式の別紙)
- (2) 施業図(別記第2号様式)
- (3) 位置図(5万分の1地形図又はこれに準ずるもの)
- (4) 事業実施前及び事業完了後の現地写真(4回目以降の下刈りを実施する場合は、下刈りの必要性を証するに足る事業実施前の現地写真)
- (5) 森林作業道整備設計図書  
森林作業道整備を実施する場合。  
縮尺5千分の1の森林計画図その他の地形が判読できる図面に開設又は改良を行った森林作業道の線形、延長、標準断面図及び標準設計を適用した部分並びに当該部分について適用した標準断面図及び標準設計を記載したもの。(森林作業道整備を実施する場合。施業図に必要事項を記載したものでも差し支えない。)
- (6) 施行地の位置、区域、面積、施業状況がわかるオルソ画像(中心投影や撮影方向、地形によって生じる画像の位置ズレを、三次元情報を基に位置補正した画像。正射投影画像ともいう。正射投影画像をつなぎ合わせたオルソモザイク画像を含むものとする。以下同じ。)等を提出する場合は、(2)から(4)まで及び(5)のうち森林作業道の線形の書類について省略することができるものとする。
- (7) 委任状(別記第3号様式)  
林業関係交付要綱第3条第3項、第7条2項、10条の規定により交付申請、交付請求及び受領を委任された場合。
- (8) 森林整備事業補助金事務取扱手数料率報告書  
(7)の委任状により交付申請等を委任された者が、事務取扱手数料を定める場合。
- (9) 納税対応状況申出書(別記第4号様式)  
事業主体が消費税法に定める個人事業者及び法人の場合。
- (10) 現場労働者に係る社会保険等の加入状況調査表(別記第5号様式)  
間接費を加算する場合。
- (11) 誓約書及び役員等名簿(林業関係交付要綱参考様式)
- (12) 実行経費内訳書  
市町村が請負に付して実行した事業、第2の表の5の(12)の事業、付帯施設整備のうち標準単価が適用できない場合、森林作業道整備のうち標準断面又は標準設計が適用できない部分がある場合、その他実行経費による事業費の算出が適当であると認められる場合。
- (13) 保育間伐、間伐及び更新伐に係る伐採木の搬出材積集計表(別記第6号様式)  
搬出集積を伴う保育間伐、間伐及び更新伐を実施した場合。
- (14) 風倒被害森林調査野帳(別記第9号様式)

3の(1)の調査を実施し、風倒被害地における特殊地拵えを実施した場合。

(15) 竹林拡大防止事業調査野帳(別紙第10号様式)

3の(2)の調査を実施し、竹林拡大防止事業を実施した場合。

(16) 森林所有者一覧表(別記第7号様式)

(17) 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範：林業)事業者向けチェックシート

ただし、絆の森整備事業を実施する場合は任意とする。

(18) 森林作業道の復旧の必要性が確認できる資料

森林作業道の復旧を実施した場合。

(19) その他事業主体の要件、事業を実施する権原を示す計画書、協定書、契約書、同意書等の写し

## 5 申請書の提出期限

申請書の提出期限は、原則として前期分は9月末日とし、後期分は翌年の2月末日とする。ただし、別に提出期限を定める場合は、この限りではない。

## 6 竣工検査

所長は、交付申請のあったものについて次によるほか、別に定める森林整備事業竣工検査内規により、1施行地ごとに竣工検査(以下「検査」という。)を行うものとする。

ただし、絆の森整備事業のうち共生環境整備以外の事業については、別に定める千葉県森林・林業関係事業検査及び調査要領に準じて、検査を行うものとする。

(1) 事業の採択年度は、原則として事業が完了した日の属する会計年度において採択するものとする。

(2) 検査員は検査した事項について、調査野帳を作成し、検査調書(別記第8号様式)に添付するものとする。なお、検査調書に署名又は記名・押印するものとする。

(3) 検査員は調査野帳及び測量図を付した復命書をもって、所長に復命しなければならない。

(4) 所長は検査を完了した場合には、調査野帳及び復命書の写しに検査調書を添付し知事に進達するものとする。

(5) 調査野帳及び検査調書は申請書等とともに事業の完了年度の翌年度の初日から起算して原則5年間(国の特定森林再生事業により事業を実施した場合は原則10年間)保存しなければならない。なお、調査野帳及び検査調書のうち、電磁的記録により、保存が可能なものは、電磁的記録によることができる。

## 7 補助金の査定

知事は竣工検査に基づいて、補助金の査定を次により行う。

ただし、絆の森整備事業のうち共生環境整備以外の事業については、実行経費に補助率を乗じて求める。

(1) 補助金額の算出

ア 補助金額は、標準経費に査定係数の百分の一と補助率を乗じて求める。

イ 標準経費は標準単価に事業量を乗じて求めたものとし、標準単価の算定は(2)によるものとする。

## (2) 標準単価

標準単価は次により定める。

- ア 標準単価の構成因子は、事業内容ごとに付表1に掲げる標準単価構成因子を基準とする。
- イ 標準単価の算定は、事業内容に係る作業のうち国が作業工程を提示したのものについては当該作業工程を用いるとともに、国が作業工程を提示していないものについては知事が適宜の方法により把握した作業工程を用いて行うものとする。
- ウ 間伐、更新伐における標準単価は、施行地の面積1ha当たりの伐採木の搬出材積100m<sup>3</sup>を上限として、その数量に応じて定める。
- エ 標準単価には共通仮設費を含むものとし、事業実施に直接必要な労務が雇用によりまかなわれるか否かや当該労務に係る社会保険料等の支払い状況に応じて間接費を加算することができる。
- オ 社会奉仕を目的としたボランティア活動等により、事業目的を達成しつつ、作業を実施することが見込まれる事業にあつては、これに適用する標準単価を定めることができる。
- カ 標準単価及び竣工検査内規については、事業主体が事業実施の可否を判断し及び低コスト化を図りつつ事業を適切に実施する上で重要な要素であることから、知事は、標準単価の算定に用いる作業工程（国が提示するものを除く。）について、実態と乖離しないよう適時適切に見直すとともに、標準単価及び竣工検査内規に係る情報をホームページ等で積極的に公開するものとする。

## (3) 査定係数

査定係数は以下の通りとする。

### ア 森林環境保全直接支援事業

#### (ア) 次の a に該当するもの：180

a 市町村森林整備計画に定める「特に効率的な施業が可能な森林の区域」（以下「効率的施業区域」という。）又は間伐等特措法第4条第3項の規定により定められた「特定植栽の実施を促進すべき区域」において、森林経営計画、特定間伐等促進計画又は実施配分計画（以下、「森林経営計画等」という。）に基づき行う1ha当たり2,000本以下の人工造林及び同施行地における3回までの下刈り

#### イ 森林環境保全直接支援事業、森林吸収源対策間伐促進事業及び竹林拡大防止事業

#### (ア) 次の a～c のいずれかに該当するもの：170

a 森林経営計画等に基づき行う事業（アに規定する査定係数180で行う事業を除く。また、アの施行地における4回目以降の下刈りも含む。）

b 間伐及び更新伐については、森林経営計画等に基づき行うもの、又は、森林経営計画策定者が森林経営計画の対象森林を含む林班（以下「森林経営計画対象林班」という。）内及び森林経営計画対象林班と隣接し路網で直接接続する林班内で森林経営計画に基づいて行うものとの一体的に行うもの

c 鳥獣防止施設の改良又は森林作業道の改良若しくは復旧（第2の(1)の表の1の(1)～(9)の施業と一体的に実施するものを除く。）

#### (イ) 次の a 又は b のいずれかに該当するもの：90

a 人工造林及び樹下植栽等について、伐採造林届出書に基づいて行う

もの（新たに地域森林計画の対象民有林となった林分において行うものその他伐採造林届出を要しない場合を含む。）

b 下刈り、雪起こし及び倒木起こしについて、アの(ア)及びイの(ア)のaに該当しないもの

ウ 森林緊急造成事業

(ア) 森林法第25条に規定する保安林及び森林法第10条の第5第2項第5号に規定する公益的機能別施業森林のうち水源涵養機能維持増進森林、山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林に定められた森林において行うもの：180

(イ) その他：90

エ 被害森林整備事業：170

オ 絆の森整備事業：査定係数は適用しない

## 8 補助額の決定通知及び額の確定

知事は千葉県補助金等交付規則第4条の規定により補助金を交付することを決定した場合は、同規則第6条及び第14条の規定により補助条件を付して補助額の交付決定及び額の確定の通知を行う。

## 9 補助金受領者等に対する条件

補助金受領者及び補助金代理受領者に対し、知事は補助金の交付にあたって次に掲げる条件を付する。

(1) 事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年以内（第1の2及び3の事業にあつては、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね10年を経過するまでの間）に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用（補助事業の施行地を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）する行為又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為（森林作業道整備、森林災害等復旧林道整備又は林業専用道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

(2) 第1の1に掲げる事業のうち森林経営計画に基づいて行うものについては、当該計画の認定の取消しを受けた場合は、交付を受けた補助金相当額（第3の7の(3)のアの(ア)及び第3の7の(3)のイの(ア)に掲げる査定係数が適用される事業のうち、森林経営計画に基づいて行うものについては、当該事業が第3の7の(3)のイの(イ)に掲げる査定係数が適用される場合にあつては第3の7の(3)のイの(イ)に掲げる査定係数を適用して算定される補助金相当額との差額）を返還すること。

(3) 第1の1に掲げる事業のうち実施権配分計画に基づいて行うものについては、森林経営管理法第40条第1項及び第2項の規定により当該実施権配分計画が取消となった場合は、当該取消となった実施権配分計画に基づき、当該取消を受けた日から起算して過去5年間以内に実施された当該事業に係る補助金相当額（第3の7の(3)のアの(ア)及び第3の7の(3)のイの(ア)に掲げる査定係数が適用される事業のうち、実施権配分計画に基づい

- て行うものについては、当該事業が第3の7の(3)のイの(イ)に掲げる査定係数が適用される場合にあつては第3の7の(3)のイの(イ)に掲げる査定係数を適用して算定される補助金相当額との差)を返還すること。
- (4) 補植、保育等成林に必要な保育管理を行い、その他知事が必要と認める事項を遵守すること。
  - (5) この補助金の収支決算等を明確に行つておくとともに、証拠書類を当該補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年間(第1の2及び3の事業にあつては、補助事業の完了年度の翌年度の初日からおおむね10年を経過するまでの間)保存すること。
  - (6) 更新伐を行った場合、当該施行地につき、原則として、その翌年度の初日から起算して2年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断したときは、植栽により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。ただし、植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めた場合はこの限りではない。
  - (7) 消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額が確定した場合には、当該補助金交付申請番号等を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて消費税仕入控除額に相当する補助金を返還しなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除額があることを補助金交付申請書に明らかにして補助金交付申請をし、消費税仕入控除額に相当する補助金額を減額した補助金の交付を受けた場合にはこの限りではない。
  - (8) (6)に掲げる場合のほか、補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業があるにも関わらず、正当な理由なく実施すべき期間内に実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額を返還すること。
  - (9) 長期育成循環施業通知に規定する更新伐の個別林分型において立木の材積が長期育成循環施業協定又は森林環境保全整備事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったとき、又は長期育成循環施業通知に規定する更新伐のモザイク林誘導型において施業実施年度の初日から起算して5年以内に伐区の隣接区域において長期育成循環施業の一環として更新伐を実施したときは、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。
  - (10) 絆の森整備事業において取得した用地等については取得後翌年度から起算して10年間、農林水産大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。
  - (11) 被害森林整備事業の森林保全再生整備を行った場合、その行為に対して、森林環境保全整備事業以外の補助事業により支援を受けたときは、交付を受けた森林保全再生整備に係る補助金相当額を返還すること。
  - (12) 絆の森整備事業の完了年度の翌年度から起算して、8年以内に当該事業で設置した駐車場の全部又は一部の転用又は交付目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合には、あらかじめ知事にその旨を届けるとともに、当該転用等に係る森林等につき交付を受けた交付金相当額を返還すること。
  - (13) 森林法等を遵守し事業の実行にあたること。

#### 第4 その他

この要領に定めるもののほか、事業の運用について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和元年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 2 この要領は、令和2年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 3 この要領は、令和3年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 4 この要領は、令和3年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 5 この要領は、令和4年12月6日以降の令和4年度予算に係る補助事業から適用する。
- 6 この要領は、令和5年度の予算に係る補助事業から適用する。

附表

標準単価構成因子

事業内容	構 成 因 子
人工造林	地拵え費、苗木代、苗木運搬費、植付け費、支障木等伐倒費、雑草木除去費
竹林伐採	竹伐倒費、不用木除去費、不良木淘汰費、林内集積費
樹下植栽等	地拵え費、苗木代、苗木運搬費、植付け費、不用木除去費、不良木淘汰費、枝葉除去費
下刈り	雑草木除去費、薬剤代
雪起こし	倒木起こし費、テープ（縄）代
倒木起こし	倒木起こし費、テープ（縄）
枝打ち	枝葉除去費
除伐	不用木除去費、不良木淘汰費
保育間伐	不用木除去費、不良木淘汰費、搬出集積費（被害森林整備事業に限る）
間伐	不用木除去費、不良木淘汰費、搬出集積費

更新伐	支障木等伐倒費、搬出集積費
森林作業道整備	伐開費、除根費、土工費、工作物設置費

(注) 1 苗木運搬費は、仮植地から造林地までの運搬とする。

2 搬出集積費は、作業ポイントまでの搬出集積を含むものとする。



森林環境保全直接支援事業等 事前計画

年 月 日

千葉県知事 様

住所

氏名

千葉県森林整備事業実施要領第3の2に基づき、下記のとおり提出します。

記

- 1 対象区域及び面積 ha  
(区域の範囲は別紙計画図のとおり)
- 2 計 画 期 間 年度～ 年度（年間）
- 3 年度別計画 別紙のとおり

別紙

I 年度計画（概数） 詳細は内訳及び計画図のとおり

区分	保育間伐 (ha)	間伐 (ha)	更新伐 (ha)	人工造林 (ha)		〇〇 (ha)	間伐・更新伐計 (ha)	森林作業道 (m)
				うち人工造林を伴う伐採	造林			
年度								
年度								
年度								
年度								
年度								
計								

II 施業別計画内訳

1 保育間伐

実施年度	申請予定時期	所在地		森林現況			伐採率等		図面番号	計画区分	認定番号	計画策定(変更)時期	施業開始時期	備考
		大字、地番	林小班	面積 (ha)	樹種	林齢	伐採率	伐採予定時期						
計														

2 間伐

実施年度	申請予定時期	施工地		森林現況			搬出方法等					図面番号	計画区分	認定番号	計画策定(変更)時期	施業開始時期	備考	
		大字、地番	林小班	面積 (ha)	樹種	林齢	作業システム	搬出材積 (m³)	伐採率	出材予定時期	平均材積 (m³/ha)							
計																		

※申請予定時期ごとに小計をとり、平均材積(伐採木の搬出材積の合計を当該施工地の面積で面積で除して得た値)を記載すること。

3 更新伐

実施年度	申請予定時期	施工地		森林現況			搬出方法等					図面番号	計画区分	認定番号	計画策定(変更)時期	施業開始時期	備考	
		大字、地番	林小班	面積 (ha)	樹種	林齢	作業システム	搬出材積 (m³)	伐採率	出材予定時期	平均材積 (m³/ha)							
計																		

※申請予定時期ごとに小計をとり、平均材積(伐採木の搬出材積の合計を当該施工地の面積で面積で除して得た値)を記載すること。

4 森林作業道

実施年度	申請 予定時期	起点位置		終点位置		路線名	整備の内容			図面番号	備考
		大字、地番	林小班	大字、地番	林小班		内容	幅員(m)	延長(m)		
計											

5 人工造林

事業個所

伐採 実施 年度	植栽 実施 年度	伐採方法	所在地		森林現況		伐出方法等			図面番号	計画区分	認定番号	計画策定 (変更) 時期	施業 開始時期	備考
			大字、地番	林小班	樹種	林齢	搬出材積 (m <sup>3</sup> )	伐採面積 (ha)	伐出事業者						
植栽方法等			一貫施業 の実施有 無		植栽樹種		伐採作業と造林作業の連携（伐採箇所毎）								
申請 予定時期	植栽面積 (ha)	植栽事業者			樹種	1haあたりの 植栽本数									

# 施 業 図

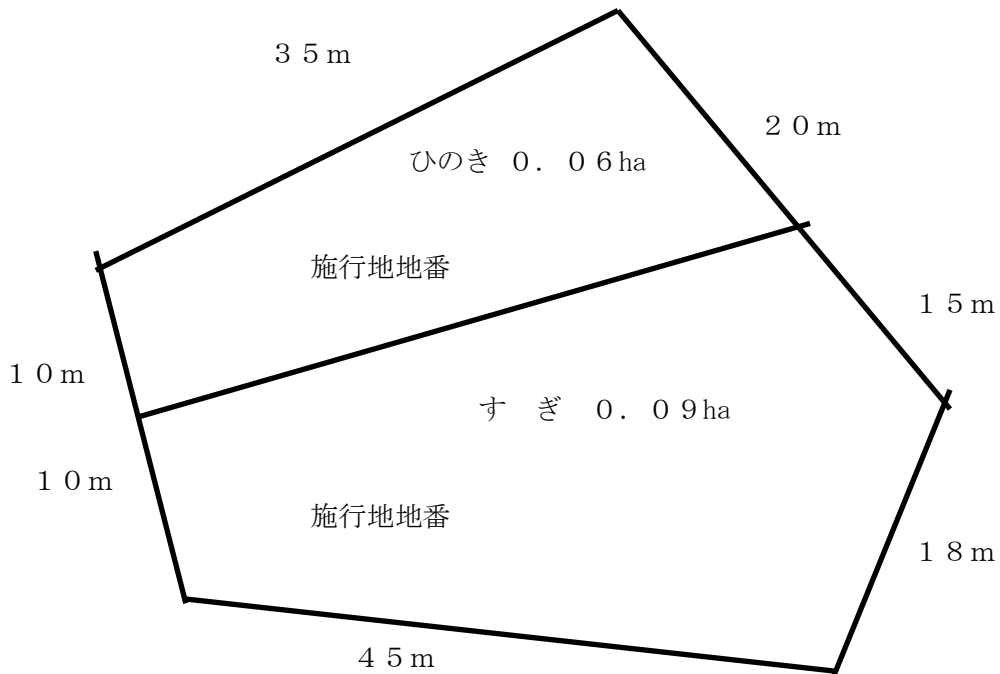
（番号）

（注）番号は、交付申請書の事業内訳書番号と一致させること。

1 事業者氏名

2 施行地地番

3 面 積



縮尺 =  $\frac{1}{500}$

※間伐、更新伐に係る交付申請の場合は、既設の森林作業道の線形及び延長を記載する。

## 委任状及び精算依頼書

私どもは、  
なお、あわせて補助金受領の際、下記3の代金を精算されるよう依頼します。

- を代理人と定め次の1及び2の事項を委任します。
- 1 記載番号の森林整備に対する 年度森林整備事業補助金の交付申請、請求及び受領に関すること。
  - 2 森林保険加入に関すること。
  - 3 精算代金
    - (1) 補助金事務取扱手数料
    - (2) 当該事業に使用した苗木等の事業資材の立替代金又は売払代金
    - (3) 当該施行地の森林保険料

年 月 日

様

(別 紙)

番 号	住 所			氏 名
	市 町 村	大 字	地 番	

- (注) 1 番号は、交付申請書の事業内訳書番号と一致させること。  
2 日付けは、委任者全員の委任が完了した日で、かつ申請書提出以前の日付けとする。  
3 住所、氏名について、事業主体が森林所有者の場合は、本人が補助金交付申請書の内容が正しく記載されていることを確認すること。  
4 多人数の場合は欄だけを別紙で作成し続けて綴じる。

第3号様式の2（第3の4の（7）関係）  
（受任者が森林組合長の場合の復委任）

## 委任状及び精算依頼書

私は、申請者からの委任に基づき千葉県森林組合連合会長  
を復代理人と定  
め次の1の事項を委任します。

なお、あわせて補助金受領の際、下記2の代金を精算されるよう依頼します。

- 1 当組合申請にかかる 年度森林整備事業補助金の支払いを千葉県知事に請求し、及び千葉県知事から受領すること。
- 2 精算代金
  - (1) 森林整備事業補助金事務取扱手数料
  - (2) 申請にかかる施行地に対する森林保険料

年 月 日

千葉県森林組合連合会長

様

代理人

森林組合長

第3号様式の3（第3の4の（7）関係）  
（申請者が森林組合長の場合）

## 委任状及び精算依頼書

私どもは、千葉県森林組合連合会長  
を代理人と定め次の1の事項を委任  
します。

なお、あわせて補助金受領の際、下記2の代金を精算されるよう依頼します。

- 1 当組合申請にかかる 年度森林整備事業補助金の支払いを千葉県知事に請求し、及び 千葉県知事から受領すること。
- 2 精算代金
  - (1) 森林整備事業補助金事務取扱手数料
  - (2) 申請にかかる施行地に対する森林保険料

年 月 日

千葉県森林組合連合会長

様

申請者

森林組合長

年 月 日

千葉県知事 様

補助事業者名

年度森林整備事業補助金の交付申請にあたり、消費税法の納税対応について下記のとおり申出します。

記

納税対応（予定）		該 当 事 項
1	免税事業者	
2	簡易課税事業者	
3	一般事業者	
	1) 課税売上割合 9.5%以上	
	2) 課税売上割合 9.5%未満	
	ア 一括比例配分方式	
	イ 個別対応方式	
	(ア) 課税売上対応	
	(イ) 共通売上対応	
(イ) 非課税売上対応		
4	公共法人等	を超える
	特定収入割合 5%	以下

(注) 該当欄に○を記入する。



第5号様式（第3の4の（10）関係）

社会保険等の加入状況調査表

番号	作業者名	加入保険						計	直営 請負	雇用 形態	備考
		労災保険	雇用保険	健康保険	厚生年 金保険	退職金共済制度					
						中小企業退職金共 済制度以外	中小企業退職金 共済制度				
〇点	〇点	〇点	〇点	〇点	〇点						
1											
2											
3											
4											
5											
						合計					
						平均					

社会保険料等加算率

平均点数	加算率
〇点以上〇点未満	〇%
〇点以上〇点未満	〇%
〇点以上〇点未満	〇%
〇点以上	〇%

※点数及び加算率等は、「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について」によるものとする。

第6号様式（第3の4の（13）関係）  
 保育間伐・間伐・更新伐 搬出材積集計表  
 保育間伐・間伐・更新伐 搬出材積集計表

番号	施行地	面積 (ha)	搬出材積 (m3)	証明書等	搬出方法
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
計					
1 ha当り搬出材積					

(注)

- 1 本表は森林経営計画又は特定間伐等促進計画毎に作成すること。なお、協定による場合は申請毎に作成するものとする。
- 2 「証明書等」欄には、搬出材積が確認できる書類（納品伝票、現地検測野帳等）を記入する。
- 3 「搬出方法」欄には車両系・架線系等を記入する。

第7号様式（第3の4の（16）関係）

森林所有者一覧表

No.	施行地	森林所有者氏名	森林所有者電話番号	備考

※施行地については市町村・大字・地番を記入する。

※備考欄については、前項までに記載されていない事項で、特に重要な事項がある場合にその内容を簡潔に記入する。

第8号様式（第3の6の（4）関係）

## 年度森林整備事業検査調書

林業事務所	申請日	申請者	予算区分	消費税区分

報告年月日	令和〇年〇月〇日
職・氏名	㊞
職・氏名	㊞

番号	県事業名	補助区分	施行地			樹種	林齢	面積等 (ha,m,m)	施業		標準単価	諸経費	現場 監督	社会 保険	検査結果		検査員	立会者
			市町村	大字	地番				施業名	区分					検査日	合・否		

第9号様式（第3の3の(1)関係）

風倒被害森林調査野帳

1 特殊地拵え（風倒被害森林の調査）

○プロットNo.

標準地調査野帳

立木No	胸高直径(cm)	樹高(m)	材積(m <sup>3</sup> )	風倒被害※	立木No	胸高直径(cm)	樹高(m)	材積(m <sup>3</sup> )	風倒被害※
1					26				
2					27				
3					28				
4					29				
5					30				
6					31				
7					32				
8					33				
9					34				
10					35				
11					36				
12					37				
13					38				
14					39				
15					40				
16					41				
17					42				
18					43				
19					44				
20					45				
21					46				
22					47				
23					48				
24					49				
25					50				

※風倒被害有りに○を付ける。

標準地面積(ha)	伐採前全立木材積 (m <sup>3</sup> )	ha当たり伐採前全立木材積 (m <sup>3</sup> )	風倒被害率 (%)

市町村	大字	地番
調査年月日	年 月 日	

伐採前刈払いの有無
有 ・ 無

注1 材積は、原則として樹種ごとの立木幹材積表を使用して求める。

注2 胸高直径および樹高の確認が困難な場合は、周辺森林の状況から推測して求める。

注3 標準地の設定方法は、以下のとおりとする。

(1) 標準地の規模

現地条件等により、次のいずれかの方法により標準地を定める。

ア 1箇所当たり対象木5列×10本 計50本以上

イ 1箇所当たり100㎡以上の方形又は円形プロット

(2) 標準地の箇所数

施行地の面積に応じて、以下のとおりとする。

1ヘクタール未満 :1箇所以上

1ヘクタール以上2ヘクタール未満 :2箇所以上

2ヘクタール以上5ヘクタール未満 :3箇所以上

5ヘクタール以上10ヘクタール未満 :5箇所以上

10ヘクタール以上 :7箇所以上

### 竹林拡大防止事業調査野帳

施行地所在			
プロット面積	$m^2$ [ $m \times m$ 、 $(m)^2 \times \pi$ ]	調査者氏名	
タケの種類		調査年月日	年 月 日

プロット内のタケ・不用木等の胸高直径

タケ				不用木等		
胸高直径 (cm) ①	カウント	本数 ②	①×②	No	胸高直径 (cm)	備考
3				1		
4				2		
5				3		
6				4		
7				5		
8				6		
9				7		
10				8		
11				9		
12				10		
13～				11		
計				12		
タケの平均 胸高直径	cm	タケの $\frac{1}{2}$ 当り 成立本数	本/ha	備考：		

- プロット調査を実施する箇所数は、0.5 箇所あたり 1 箇所以上設定することとし、施行区域全体でおおよそ平均と想定できる箇所において設定する。
- プロット面積は 30m<sup>2</sup>以上とする。
  - 「プロット」形状は、状況により 3m×10m、5m×6m 四方形状、又は半径 3.1m の円を描き 30.2 m<sup>2</sup>の面積をとることも可能とする。
  - 必ず調査票プロット面積の下段にその旨記載し、調査面積を記載する。
  - タケの $\frac{1}{2}$ 当り成立本数の計算方法は次のとおりとする。  
 ※タケの $\frac{1}{2}$ 当り成立本数 = 竹稈本数【単位；本】÷プロット面積【単位；m<sup>2</sup>】×10,000
- 胸高直径 3cm 以上の竹を対象とする。